

尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、産後の母子に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援し、児童虐待の未然防止を図ることを目的として実施する尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、尼崎市とする。ただし、前条の目的を達成するために、次の各号の要件を満たす助産所、病院又は診療所（以下「事業者」という。）と契約を締結し、本事業の実施を委託することができるものとする。

2 前項の規定により産後ケアの実施の委託を受けることのできる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める助産所、病院及び診療所であること。
- (2) 本事業に従事する助産師・保健師・看護師（宿泊型においては24時間1名以上常駐とし、通所型においては日中助産師を常駐させること。）を配置し、主に母体ケア、乳児ケア、母乳育児やその他育児についての指導・相談を行う体制が確保できること。
- (3) 本事業を安全・快適に提供できる施設・設備を備えていること。
- (4) 第4条各号に掲げる支援を提供できること。
- (5) 本市と適切な連携及び調整を行うことができること。

(対象者)

第3条 本事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、尼崎市内に住所を有する出産後1年未満の母親と乳児であって、母親の心身の不調又は育児不安等がある者、その他市長が本事業の利用を適当と判断した者とする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 母子のいずれかが感染性疾患に罹患している者
- (2) 母親に入院加療の必要がある者
- (3) 母子のいずれかが医療的介入の必要な者（ただし、主治医により本事業の実施が可能であると判断された者を除く。）

(事業内容)

第4条 対象者に対し、次の各号に掲げる支援のうち、必要な支援（以下「サービス」という。）を提供するものとする。

(1) 宿泊サービス

母子を宿泊させ、下表の区分に基づくサービス内容の提供により、母子への心身のケア並びに育児に関する指導等を実施する。

(2) 通所サービス

母子を日帰りで施設利用させ、下表の区分に基づくサービス内容の提供により、母子への心身のケア並びに育児に関する指導等を実施する。

区分	サービス内容	
宿泊サービス	原則、24時間の利用につき3食の食事及び右欄のサービスを提供する。 ※連泊可能	ア 産後の母体管理および生活面の相談・指導 イ 乳房に関する相談・指導(乳房マッサージを含む) ウ 沐浴、授乳等の育児指導
通所サービス	原則6時間の利用につき、1食の食事及び右欄のサービスを提供する。	エ 乳児の発育・発達等のチェック オ 母親の心理面のケア カ 在宅における子育てや生活に関する相談及び指導 キ その他必要な保健指導等

2 事業者は、サービスの開始時間及び終了時間について、サービスの利用が承認された者の希望を踏まえたうえで決定する。なお、実施時間を短縮した場合であっても、第11及び12条に定める額は変わらない。

(利用日数)

第5条 宿泊サービスについては、24時間の利用をもって1日とし、第3条に定める範囲において原則利用できる日数は通算6日を限度とする。また、通所サービスについては、6時間の利用を1日とし、原則利用できる日数は通算7日を限度とする。ただし、特段の理由により市長が必要性を認めた場合、必要最小限の範囲内で利用日数の限度を超えて利用することができる。

(利用の申請)

第6条 対象者のうち、本事業の利用を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、次のいずれかに該当するときは、前項の申請書に当該号に定める書類を

添付しなければならない。ただし、市長が、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者の属する世帯（以下「被保護世帯」という。）に属する者
生活保護を受給していることを証する書類
- (2) その世帯に属する全ての者が本事業を受けようとする日の属する年度（当該日が 4 月 1 日から 5 月 31 日までの間にある場合は、前年度）分の市町村民税を課税されていない世帯その他これに相当する世帯（以下「市町村民税非課税世帯」という。）に属する者
市町村民税非課税世帯に属する者であることを証する書類

（利用承認および通知）

第 7 条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、申請者の世帯の養育状況等を調査の上、利用承認の可否を決定する。

- 2 前項の場合において、市長は、尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業利用承認通知書（様式第 2 号）又は、尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業利用不承認通知書（様式第 3 号）により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定に基づき本事業の利用の承認（以下「利用承認」という。）をしたときは、尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業実施依頼書（様式第 4 号）に尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業利用申請書（様式第 1 号）の写しを添えて、速やかに第 2 条の規定に基づき本市から本事業の実施の委託を受けた事業者（以下「委託事業者」という。）に本事業の実施を依頼するものとする。
- 4 前項の規定による依頼を受けた委託事業者は、利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が産後ケアを受ける前までに、利用者に連絡し、産後ケアに係る説明等を行わなければならない。

（変更の申請等）

第 8 条 利用者は、第 7 条の規定に基づき申請した事項等に変更が生じた場合は、尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業変更届出書（様式第 5 号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定に基づく届け出があった場合は、変更の可否を決定するとともに、その旨を尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業変更承認通知書（様式第 6 号）により速やかに利用者に通知するものとする。
- 3 世帯区分の変更に伴った自己負担金額の変更及び実施事業者の変更は、承認日以降のサービス利用に対して適応するものとする。
- 4 利用者は、実施事業者からサービスを受ける日程を変更又は中止する場合は、事業

者が定める期限までに事業者へ連絡をするものとする。事業者が定める期限までに連絡がない場合、利用者は事業者が定める利用者負担額を事業者に直接支払うこと。

(自己負担金)

第9条 利用者は、当該サービスに要する費用の一部を負担しなければならない。負担する費用は、母子の属する世帯区分に応じ別表1より算出する。なお、多胎児での利用の場合、2人目以降の自己負担金は徴収しない。

- 2 自己負担金は、事業者に対し直接支払うものとする。
- 3 利用に際し発生する必要経費は、利用者が事業者に直接支払うものとする。
- 4 第4条の事業内容以外のサービス、及び当該利用者である母子以外の同居家族が委託業者からサービスを受けた際の費用は自己負担とする。

(委託料の請求及び実施報告)

第10条 委託事業者は、委託料の請求及び実施報告について、サービスを終了した月の月末締で尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業委託料請求書(様式第9号)、尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業委託料請求内訳報告書(様式第10号)を作成し、尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業実施報告書(様式第7号)、尼崎市宿泊・通所型産後ケア事業実施結果報告書(様式第8号)とともに翌月15日までに市長に請求するものとする。

- 2 委託事業者は、サービス終了後も継続的に支援が必要な利用者について、本市と情報交換を行う等、連携するものとする。

(委託料の支払)

第11条 市長は、前条の規定により委託料の請求があった場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときには、請求書を受理した日より30日以内に、別表2より算出した当該請求に係る委託料を委託事業者に支払うものとする。

- 2 多胎児の利用の場合、2人目以降児1人あたり、別表3に定める額を加算して、委託料として支払う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年5月1日から施行する。

(別表1) 自己負担金

利用者の属する世帯区分	宿泊サービス (1泊あたり)	通所サービス (1日あたり)
被保護世帯及び市町村民税非課税世帯	2,000円	700円
上記以外	5,500円	2,700円

(別表2) 委託料

サービス種別	利用者の属する世帯区分	委託単価
宿泊サービス(1泊あたり)	被保護世帯及び市町村民税非課税世帯	38,000円
	上記以外	34,500円
通所サービス(1日あたり)	被保護世帯及び市町村民税非課税世帯	19,300円
	上記以外	17,300円

(別表3) 多胎児2人目以降の委託料の加算額(1人あたり)

サービス種別	委託料の加算額
宿泊サービス(1泊あたり)	4,000円
通所サービス(1日あたり)	2,000円